以下は、国民健康保険団体連合会(国保連合会)が市町村からの委託業務(障害者総合支援給付支払等業 務)を行うにあたっての「委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」すなわち「伝送通信ソフトにおけ る受給者異動連絡票データ及び受給者訂正連絡票データの送信」に限定した記載です。

この他、市町村の障害者自立支援給付等事務処理システム(業務システム)をはじめ、市町村における障 害者自立支援給付等事務に関する記載については、各市町村の実情に応じて記載して下さい。

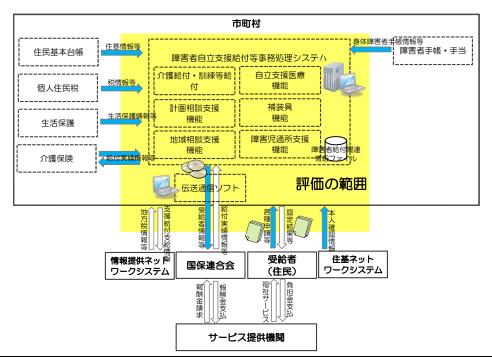
I 基本情報		1
1. 特定個人情報ファイルを		
②事務の名称	障害者自立支援給付等関係事務 〈制度内容〉 (市町村で記載) 1. 自立支援給付業務 (市町村で記載) 1-1. 介護給付・訓練等給付業務 (市町村で記載) 1-2. 計画相談支援業務 (市町村で記載) 1-3. 地域相談支援業務 (市町村で記載) 1-4. 自立支援医療業務 (市町村で記載) 1-5. 補装具業務 (市町村で記載) 2. 障害児適所支援業務 (市町村で記載) 2. 障害児適所支援業務 (市町村で記載) 3. は一生ス種類、受給者資格等に関するチェックを行う。 3-1サービス準異が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限月額が正しく管理されていることの確認等を行う。 3-2.サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限月額が正しく管理されていることの確認等を行う。 3-3.清求明細書とサービス提供実績記録票との突合等による妥当性等の確認を行う。 3-4.これらの確認結果により、当該請求書を「支払」、「返戻」のいずれかに決定を行う。 3-5.事業所等への給付費等の支払を行う。 3-6.高額障害福祉サービス等給付責等の事務に個人番号を利用し、単市の障害福祉サービスと介護保険サービスの給付情報に関すると複数サービスや、障害福祉サービスと介護保険サービスの給付情報に関する名寄せを、より正確に行う。 ※当市では、「3. 障害者総合支援給付支払等業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	・国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託している障害者総合支援給付支払等業務の内容に関して、記載例を参考に(国保連合会への個人番号利用事務の委託と特定個人情報の提供の事実が伝わるように)各市町村の事情を考慮して記載してください。 ※なお、体裁については、本記載例に従う必要はありません。
③対象人数		
2. 特定個人情報ファイルを	r取り扱う事務において使用するシステム	・市町村における業務システムと伝送通
システム2		信ソフトとを分けて記載してください。
①システムの名称	伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使 用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会と の間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と 国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	・伝送通信ソフトに関しては記載例を参考に、各市町村の事情を考慮して記載してください。 ※本記載例では、システム1に市町村に
②システムの機能	 受給者異動連絡票データの送信 受給者異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 受給者訂正連絡票データの送信 受給者訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 	があれるでは、システムでに同じれた。 おける業務システムを記載することを想定しています。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()	

以下は、国民健康保険団体連合会(国保連合会)が市町村からの委託業務(障害者総合支援給付支払等 業務)を行うにあたっての「委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」すなわち「伝送通信ソフトに おける受給者異動連絡票データ及び受給者訂正連絡票データの送信」に限定した記載です

この他、市町村の障害者自立支援給付等事務処理システム(業務システム)をはじめ、市町村における 障害者自立支援給付等事務に関する記載については、各市町村の実情に応じて記載して下さい。

(別添1)事務の内容 ※

〇業務全体図



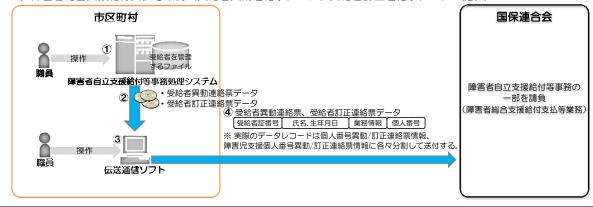
左の図は業務全体の俯瞰図のイメー ジです。「伝送通信ソフトにおける受 給者異動連絡票データ及び受給者訂正 連絡票データの送信」の具体的な事務 の内容については次頁に詳細イメージ をお示ししますので、参考にしていた だき、各市町村の実情を踏まえて図を 作成して下さい。

また、作成に当たっては以下の点に 留意して下さい。

(留意点)

- 市町村の特定個人情報保護評価の範 囲がわかるように図を記載してくだ さい。
- 市町村の特定個人情報保護評価の範 囲に含まれるシステムがわかるよう にシステム名を記載してください。
- 特定個人情報の入手と提供、移転が 発生する箇所がわかるように、特定 個人情報および個人情報の流れを矢 印で記載し、矢印にはどのような情 報かわかるように記載し、さらに個 人番号を含む情報の矢印は着色して ください。
- ・特定個人情報の入手元及び移転先に ついては市町村のその他の部署また は関係機関の名称がわかるように記 載してください。 ・特定個人情報ファイルがどこに保管
- されるのかを図に分かるように記載 してください。

3. 障害者総合支援給付支払等業務(受給者異動連絡票データ、受給者訂正連絡票データの提供)



左の図は「伝送通信ソフトにおける受 給者異動連絡票データ及び受給者訂正 連絡票データの送信」のイメージ図で す。各市町村において評価書を作成す る際は、各市町村の事情を踏まえて記 載してください。

- 3. 障害者総合支援給付支払等業務(受給者異動連絡票データ、受給者訂正連絡票データの提供)
 - 1年3日時にJを扱いけるに対する状態を見まれる。 切 市町村にて新たに障害者総合支援給付支払等業務システムに登録された受給者の情報、または、すでに同システムに登録済の受給者の情報に対して 情報の追加・変更等が生じた受給者の情報を抽出し、受給者異動連絡票データを作成する。
 - また、すでに国保護 データを作成する。 すでに国保連合会に送付している受給者異動連絡票データに対して訂正を行う場合は、該当の受給者の情報を抽出し、受給者訂正連絡票
 - ②障害者総合支援給付支払等業務システムから、①で作成した受給者異動連絡票データ、受給者訂正連絡票データを電子媒体等に移出し、

 - 伝送通信ソフトに移入する。 ③伝送通信ソフトにおいて、受給者異動連絡票データ、受給者訂正連絡票データに対する暗号化を行う。 ④伝送通信ソフトにおいて、③で暗号化した受給者異動連絡票データ、受給者訂正連絡票データを国保連合会に送信する。

【注意】

以下は、国民健康保険団体連合会(国保連合会)が市町村からの委託業務(障害者総合支援給付支払等業務)を行うにあたっての「委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」すなわち「伝送通信ソフトにおける受給者異動連絡票データ及び受給者訂正連絡票データの送信」に限定した記載です。

この他、市町村の障害者自立支援給付等事務処理システム(業務システム)をはじめ、市町村における障害者自立支援給付等事務に関する記載については、各市町村の実情に応じて記載して下さい。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

4. ‡	寺定個人情報ファイル	レの取扱いの委託
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項		障害者総合支援給付支払等業務
①委託内容		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第7項、第51条の14第7項、第51条の17第6項及び第73条第4項並びに児童福祉法第21条の5の6第14項及び第24条の26第6項等に基づき、当市は国保連合会に対して、介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費、障害児通所給付費、障害児相談支援給付費等の支払の事務を委託する。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2並びに児童福祉法第21条の5の12及び第24条の6に基づき支給する高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した計算及び支払事務を委託する。 なお、当該委託業務において個人番号を利用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条、第8条及び第60条において、給付の支給に関する事務が整理されているため妥当である。
②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の範囲 ※	・受給権者:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める「支給決定障害者等」、「地域相談支援給付決定障害者」、「計画相談支援対象障害者等」及び「支給認定障害者等」並びに児童福祉法に定める「通所給付決定保護者」、「入所給付決定保護者」及び「障害児相談支援対象保護者」 ・過去に受給権者であった者
	その妥当性	当該委託業務において、サービス事業所等から請求された給付費等の請求書に関して受給者情報との突合によって受給資格の確認等を行うことになるが、請求が期限に間に合わなかった場合や返戻等による再提出の場合は、翌月以後にも事業者から請求書が提出される(月遅れ請求)ことがある。施設・事業者からの給付費請求に関する期限は、地方自治法第236条の規定に基づき最長で5年間は請求書を提出することが可能なため、現在の受給権者のみでなく、過去に受給権者であった者についても取扱いを委託する特定個人情報の範囲とすることは妥当である。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委詞	托先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当市のホームページに公開する。
⑥委詞	托先名	〇〇県国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。
	⑨再委託事項	国保連合会の障害者総合支援給付支払等業務で使用するシステムに関する運用業務の一部 (バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

・本項目は特定個人情報ファイルの取扱いを委託している場合に記載するもので、 本記載例は、「障害者総合支援給付支払 等業務」について委託する場合の記載例です。

※各都道府県・各市町村において評価書を作成する際は、各都道府県・各市町村及び各委託先(各国保連合会)の事情を踏まえて記載してください。

・委託先(国保連合会)において特定個 人情報ファイルを取り扱う者の数(従業 者の総数)を選択してください。再委託 がある場合は、再委託先において特定個 人情報ファイルを取り扱う者の数(従業 者の総数)も含めて計上してください。

・伝送通信ソフトによる市町村から委託 先(国保連合会)へのデータ提供の場合 は、基本的に「専用線」を選択します。

・特定個人情報ファイルの取扱いに関する再委託の状況に関しては、各都道府県の国保連合会に確認してください。

※再委託をしない場合は、®及び⑨を記載する必要はありません。

【注意】

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

-ルの内容及びル-

ル遵守の確認方法

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

以下は、国民健康保険団体連合会(国保連合会)が市町村からの委託業務(障害者総合支援給付支払等業 務)を行うにあたっての「委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」すなわち「伝送通信ソフトにおけ る受給者異動連絡票データ及び受給者訂正連絡票データの送信」に限定した記載です。

この他、市町村の障害者自立支援給付等事務処理システム(業務システム)をはじめ、市町村における障 害者自立支援給付等事務に関する記載については、各市町村の実情に応じて記載して下さい。

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1@を除く)

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうか を以下の観点で確認する。 ・ 個人情報の管理的保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) 情報保護管理体制の確認 ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲覧 Γ 制限している ٦ 1) 制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作 業場所の特定 を明記することとしている また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。 具体的な制限方法 委託事務の定期報告及び緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を 定期的に報告させることとしている。 〈選択時〉 特定個人情報ファイルの取扱し Γ 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない の記録 委託先の従業員等が当市の障害者総合支援給付等に関する受給権者の個人番号を閲覧等した場合に 、、国保連合会のシステム等において、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録 することにしているので、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約に基づき、委託先に当該記録の関 示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。 具体的な方法 記録の保存期間については、当市の文書管理規定第〇〇条に従って、一定期間保存する。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている 1) 定めている 2) 定めていない 当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供 してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 委託先から他者への提 供に関するルールの内 当市における個人情報保護条例第○○条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失又 容及びルール遵守の確 は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。 認方法 さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に 対して調査を行い、又は報告を求める。 当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告及び緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとして いる 当市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、伝送通信ソフトで送付を行った際に送付記 委託元と委託先間の提 録を帳簿に記入している。 供に関するルールの内 容及びルール遵守の確 記録の保存期間に ついては、当市の文書管理規定第〇〇条に従い、 - 定期間保存する 記録の保持制制については、当時の大き目は成た第〇〇末に促い、一定制制体行する。 特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要に応じてパスワードの設定を行うこと、 及び管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記 認方法 することとしている。 さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行 い、又は報告を求める。 <選択肢> 定めている] 特定個人情報の消去ルール Γ 1) 定めている 2) 定めていない 特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、又は漏えいを起こさない方法によって確実に消去、もしくは処分することを、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記すること

委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当市の情

報システム管理者が消去及び廃棄状況の確認を行う。

・本項目は特定個人情報ファイルの取扱 いを委託している場合に記載するもので、 本記載例は、「障害者総合支援給付支払 等業務」について委託する場合の記載例 です。

※各市町村において評価書を作成する際 は、各市町村及び各委託先(各国保連合 会) の事情を踏まえて記載してください。

- ・委託先(国保連合会)が、特定個人情 報ファイルを適切に取り扱う委託先であ ることをどのように市町村として確認し ているか、手続等について記載してくだ さい。
- 委託先(国保連合会)が、特定個人情 報ファイルの閲覧者・更新者をどのよう に必要最小限に制限しているのか、具体 的な措置について記載してください。
- ・ 委託先(国保連合会)が、委託先にお ける特定個人情報ファイルの取扱いにつ いて、どの従業者がどの特定個人情報を どのように取り扱ったかの記録をどのよ うに記録し、どの程度の期間保存される かを記載してください。
- 委託先(国保連合会)における特定個 人情報の提供に関するルールはどのよう なものであり、ルールの遵守状況につい てどのように確認するのかを記載してく ださい。
- 委託先(国保連合会)における特定個 人情報の消去に関するルールはどのよう なものであり、ルールの遵守状況につい てどのように確認するのかを記載してく ださい。
- ・また、委託契約終了後の消去をどのよ うに確認するかについても記載してくだ さい。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		<選択肢> 定めている 1)定めている 2)定めていない
	規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・精定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を定めるとともに委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。
	先における特定個人情 イルの適切な取り扱いの	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な内容	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等 また再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。
その他	の措置の内容	
このリスクへの対策は十分か		[く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定	個人情報ファイルの取扱し	への委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・委託先(国保連合会)と締結する委託 契約において、特定個人情報ファイルの 取扱いに関してどのように定めているか どうかを記載してください。

・委託先(国保連合会)が特定個人情報 ファイルの取扱いを再委託している場合 には、再委託先での適正な取扱いの確保 のために行っている措置について記載し てください。